

玉名市立中学校文化体育振興費補助基準

この補助基準は、令和7年度から適用する。

R7.6月現在

対象者		1 玉名市立中学校(以下「市立中学校」という。)の部活動に所属する生徒及び引率する指導者※1
		2 玉名市が主導して地域移行した地域部活動に所属する市立中学校に在籍する生徒及び指導者
		3 玉名市内に活動拠点を有する民間クラブに所属する市立中学校に在籍する生徒
		4 玉名市内に活動拠点を有し、構成員の過半数が市立中学校に在籍する生徒である民間クラブの指導者
対象大会		1 中学校体育連盟が主催する大会(熊本県通信陸上大会、熊本県中学校総合体育大会、九州中学校体育大会、全国中学校体育大会)
		2 吹奏楽連盟が主催する大会(吹奏楽コンクール)
対象経費	参加料等	1 主催者が定める額(ただし、大会要項により確認ができるもの。)
	交通費	1 全額(大会が県内開催の場合は、玉名市旅費規程の額。県外開催の場合は、玉名市旅費規程の範囲内の額。起点は学校及び練習拠点とし、滞在期間中の現地交通費は対象外とする。)
		2 会場が荒尾・玉名管内の場合は支給しない。
		3 特急及び新幹線利用は、1区間につき九州管内は50km以上、九州以外は100km以上とする。ただし、指定席は認めない。(学割・団体割引・往復割引を適用する。)
		4 航空機の利用は関東以北とする。ただし、航空機を利用した方が他の交通手段利用よりも経費が節減できる場合は、航空機利用を認める。
		5 マイクロバスの利用は、公共交通機関利用の運賃と比較して経費節減が見込める場合は認める。ただし、中学校単位で出場する中体連駅伝大会についてはマイクロバス等借上げ料の全額を補助する。
		6 保護者の送迎の場合は、37円×走行距離により算出する。(1台に生徒3人まで同乗とする。)
	宿泊費	1 大会要項で定められた額。ただし、上限は8,000円までとする。(大会要項がない場合は6,000円。)
		2 宿泊費を認める地域は、県外(ただし、大牟田市、柳川市、みやま市、大川市、筑後市、久留米市を除く。)及び人吉市、球磨郡・水俣市・芦北郡・天草郡市・上天草市を原則とする。
		3 キャンセル料は対象外とする。
		4 宿泊日数については別途協議する。(原則として後泊、予備日の前泊は認めない。)
		5 宿泊の可否(前泊含む)については、学校及び練習拠点地の出発時間が午前7時で判断する。ただし、大会要項等により開会式及び競技開始時刻が確認出来ること。
	運搬費	1 吹奏楽コンクールに参加するため必要とされる楽器運搬費
その他の事項		1 補助対象人数は、大会要項で定められた員数とする。(選手及び補員、部活動指導員、外部コーチ、地域部活動指導者、民間クラブの指導者)
		2 中学校部活動で出場する場合の申請者は学校長とし、地域部活動及び民間クラブで出場する場合はその代表者(各保護者の委任状を添付すること。)を申請者とする。
		3 交付申請書は、大会開催10日前までに様式第1号に必要書類(収支予算書、大会要項、大会出場者名簿、旅費計算書等)を添えて提出すること。
		4 実績報告書は、大会終了後30日以内に様式第6号に必要書類(収支決算書、大会結果等に関する書類)を添えて提出すること。
		5 交付の対象は、本市又は他市において他の制度による補助又は助成を受けていない者とする。
		6 この補助金基準に定めのない事項については、主管課と財政課で協議する。

※1 この表で示している「指導者」は、学校教員以外の指導者をさす。

※ 請求の時期についてはすべて精算払とし、概算払は行わない。